

佐賀県告示第86号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県告示第166号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
農薬指導士認定試験	総合得点	3月1日から 1か月間	農林水産部園芸課	農薬指導士認定試験	総合得点	3月1日から 1か月間	農林水産部農業経営課
略				略			